

## 別紙、居宅介護支援料金表

## (1) 利用料金及び居宅介護支援費

種類	内容	要介護度	単位数
居宅介護支援費(I)	居宅介護支援費(i) 担当件数が1~44件	要介護1・2	1,086単位
		要介護3・4・5	1,411単位
	居宅介護支援費(ii) 担当件数が45~59件	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
	居宅介護支援費(iii) 担当件数が60件以上	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位
居宅介護支援費(II)	居宅介護支援費(i) 担当件数が1~49件	要介護1・2	1,086単位
		要介護3・4・5	1,411単位
	居宅介護支援費(ii) 担当件数が50~59件	要介護1・2	527単位
		要介護3・4・5	683単位
	居宅介護支援費(iii) 担当件数が60件以上	要介護1・2	316単位
		要介護3・4・5	410単位

※居宅介護支援費(II)については、ケアプランデータ連携システムの活用、事務職員の配置を行っている場合に算定

## (2) 利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	基本単位数の50%に減算
業務継続計画未策定に対する減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

## (3) 特定事業所加算

算定要件		○			
		加算I	加算II	加算III	加算A
		519単位	421単位	323単位	114単位
①	専ら指定居宅介護支援提供にあたる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②	専ら指定居宅介護支援提供にあたる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常: 1名以上 非: 1名以上 (非は他事業所との兼務可)
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的開催すること	○	○	○	○
④	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3~要介護5である者が4割以上であること	○	×	×	×
⑥	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑦	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑧	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○

⑨	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑩	指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援(Ⅱ))を算定している場合は45名未満)であること	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるように計画を作成していること	○	○	○	○
⑭	家族続介護を行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○

#### (4) 加算について

加算項目	内容	単位数
初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
特定事業所医療介護連携加算	・前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院退所加算の算定に係る病院等と連携の回数の合計が35回以上であること ・前々年度の3月から前年度の2月迄の間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定している ・事特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定している事	125単位
通院時情報連携加算	利用者の診察時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師に対して情報提供し、必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	50単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対し情報提供を行った場合	200単位
イ)退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450単位
ロ)退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600単位
ハ)退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600単位
ニ)退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750単位
ホ)退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900単位
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200単位
中山間地域等に居住する者へのサービス体制加算	運営規定によって定められている「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する利用者に対してサービスを提供する際に算定	5%

※1単位10円です。

#### (5) 支払方法について

保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヵ月につき要介護度に応じて居宅介護支援費をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。